

最先端研究開発戦略的強化費補助金における設備等の財産処分の承認基準について

平成 25 年 3 月 26 日
文部科学省研究振興局長決定

独立行政法人日本学術振興会（以下「補助事業者」という。）が、最先端研究開発戦略的強化費補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産であって、取得価格又は効用の増加価格が 1 個又は 1 組 50 万円以上の設備等（以下「設備等」という。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する行為（以下「処分」という。）を行うに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 22 条の規定により、適正化法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項に定める場合を除き、文部科学大臣の承認が必要になる。

このたび、補助事業者が整備した設備等の処分の承認基準については、下記により取り扱うこととする。

記

1. 財産処分の承認基準

補助事業者が整備した設備等を、財産の処分制限期間内に処分しようとする場合の承認基準は、次に掲げる事項のいずれも満たす場合とする。

- (1) 設備等を維持する必要性の低下や、当該設備等の遊休化に伴い、その転用を図ることが、科学技術、学術の振興の観点から効果的であると認められること。
- (2) 補助事業の目的と密接に関連する用途又は公共性の高い用途に転用されること。
- (3) 設備等を利用する者の利便性向上及びコスト低減につながること。

2. 国庫納付

- (1) 設備等の処分の承認に際しては、処分する設備等の残存価格に相当する金額を国庫に納付させることがある。
- (2) 財産の処分制限期間内において当該設備等を処分する場合であって、次に掲げる事項のいずれも満たす場合は、国庫納付を要さないものとする。ただし、営利を目的とし又は利益をあげる場合を除くものとする。
 - ① 補助事業者が、処分先の機関に対し、設備等は無償で譲渡し、又は貸し付けようとする場合。
 - ② 当該設備等の譲渡、又は貸し付けを受ける機関が、第三者に対し、その処分を行わないことを約する場合。

また、国庫納付を要せずに処分を承認する場合は、補助事業者に対し、下記3に定めるところにより条件を附するものとする。

3. 補助事業者に対し附する条件

上記2(2)により国庫納付を要せずに処分を承認する場合における「補助事業者に対し附する条件」には以下の内容を必須とする。

- (1) 当該設備等は、本件承認後においても適正化法第22条の「財産の処分の制限」の規定を適用し、法令違反等があった場合は、適正化法第17条の「決定の取消し」の適用を受けるものとする。
- (2) 補助事業者は、譲渡、又は貸し付けを受ける機関における当該設備等の使用状況等を把握しなければならない。
- (3) 補助事業者は、国からの要請があった場合は、当該設備等の使用状況等を国に報告しなければならない。
- (4) 補助事業者は、譲渡、又は貸し付けを受ける機関との間で締結する無償譲渡契約書等において承認に附する条件の内容を担保しなければならない。

4. 設備等の処分の承認に関する手続

- (1) 補助事業者が設備等を処分しようとする場合には、「最先端研究開発戦略的強化費補助金交付要綱」(平成22年6月22日文科科学大臣決定)第18条第3項に基づき、文科科学大臣宛てに財産処分承認申請書を提出し、承認の申請を行うものとする。
- (2) (1)の申請を行う場合、処分しようとする設備等ごとに別添様式による明細書を作成し、申請書に添付するものとする。
- (3) 文科科学大臣が、提出された申請書を審査し、これを承認する場合は、補助事業者に通知する。

5. 国における処分制限期間経過後の確認

研究振興局振興企画課は、国庫納付を要せずに処分を承認した設備等において、処分制限期間が経過したものについて、「3. 補助事業者に対し附する条件」により、補助事業者から別添様式による使用状況等を提出させ、処分制限期間内の法令違反等について確認する。

6. 間接補助事業者の財産処分の取扱い

補助事業者が間接補助金の交付決定の際に、間接補助事業により取得し、又は効用の増加する財産の処分について、補助事業者の承認を受けべき旨の間接補助条件を附している場合において、間接補助事業者の財産処分の承認しようとするときは、補助事業者は、あらかじめ、文科科学大臣宛てに別添様式による財産処分報告書(間接補助)を提出するものとする。